

○美容師法施行条例（平成12年3月29日条例第17号）

○美容師法施行条例

平成12年3月29日条例第17号

改正

平成15年3月12日条例第12号

美容師法施行条例をここに公布する。

美容師法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第8条第3号及び第13条第4号並びに美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「政令」という。）第4条第3号の規定に基づき、美容の業を行う場合に講ずべき措置及び美容所について講ずべき措置並びに美容所以外の場所で業務を行うことができる場合について定めるものとする。

一部改正〔平成15年条例12号〕

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第2条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。

- （1）美容所がない山間へき地において、その居住者に対して美容を行う場合
- （2）社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して美容を行う場合
- （3）公演等において、その出演者に対して出演直前に美容を行う場合

追加〔平成15年条例12号〕

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第3条 法第8条第3号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- （1）作業中は、清潔な作業衣を着用すること。
- （2）顔面作業の際は、清潔なマスクを使用すること。
- （3）手指の爪は、常に短くし、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄又は消毒を行うこと。
- （4）医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
- （5）消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つこと。
- （6）酒気を帯び、又は喫煙しながら作業をしないこと。
- （7）毛そりに用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。

一部改正〔平成15年条例12号〕

（美容所について講ずべき措置）

第4条 法第13条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- （1）美容所は、隔壁等により他の施設と区分すること。
- （2）美容の作業を行う場所の床面積は、設置する美容いす（セットいす及びシャンプーいすをいう。以下同じ。）が2台以内の場合は9.9平方メートル以上とし、これに美容いす1台を増すごとに3.3平方メートル以上を加えた広さとする。
- （3）待合所の床面積は、美容いすの台数に応じ十分な広さとする。

- (4) 消毒済みの器具及び未消毒の器具をそれぞれ区分して入れる容器を備え付けること。
- (5) 美容所は、適宜清掃及び消毒を行い、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保つこと。
- (6) 美容所内には、みだりに犬（盲導犬、介助犬、聴導犬その他人を補助するために必要な訓練を受けた犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。

一部改正〔平成15年条例12号〕

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日条例第12号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。